

日本海発電株式会社「福井臨工地区における風力発電事業」
に係る第二種事業についての判定について

平成25年2月5日
経 済 産 業 省

当省は、日本海発電株式会社「福井臨工地区における風力発電事業」に係る第二種事業について、「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）」第2条（第二種事業の判定の基準）の規定に掲げる要件のいずれかに該当するか確認した結果、いずれの要件にも該当しないことから、環境影響評価法（第4条を除く）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がないと判定。本日、同法第4条第3項第2号の規定に基づき、日本海発電株式会社に対し、その旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで管轄する福井県知事あてにも同様の通知を行った。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

第二種事業概要等の届出受理	平成24年12月13日
福井県知事意見照会	平成24年12月20日
福井県知事意見受理	平成25年 1月25日

問い合わせ先：電力安全課 田所、日野
電話03-3501-1742（直通）